館林地区消防組合 YouTube 運用方針

1 趣旨

本方針は、館林地区消防組合(以下「組合」という。)が YouTube(ユーチューブ)を動画掲載媒体として運用するために、必要な事項を定めるものとする。

2 運用主体等

運用主体は組合とし、運用管理責任者は総務課長とする。アカウントの管理、動画の配信等は企画広報係兼会計係が行うものとする。

3 アカウント名

アカウント名は「館林地区消防組合」とする。

4 適用範囲

本運用方針は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一般職、特別職の区分にかかわらず、全ての組合の職員、運用を委託された業者等(以下職員等という。)に対して適用する。

5 運用全般に関する事項

- (1) 職員等が YouTube から動画を配信する場合は、その内容について所属長の許可を受ける。 許可を受けた動画は、総務課企画広報係兼会計係が配信するものとする
- (2) YouTube から動画を配信する各課等は、本運用方針に基づいて適切な運用を行う

6 配信内容

動画情報を配信することで、多くの利用者へ組合の魅力を伝え、消防行政への理解を深めることを目的とし、下記の内容を配信するものとする。

- (1) 組合の施策・事業に関する映像
- (2) 組合が主催・共催するイベント映像
- (3) その他、所属長が許可した映像

7 利用に当たっての留意事項

職員等は下記の事項に留意して YouTube を利用する。

- (1) 基本的人権、著作権等に関して侵害することのないよう、十分留意しなければならない
- (2) 発信した情報に対する反応については、誠実かつ冷静に対応するよう努めなければならない
- (3) 地方公務員法その他の関係法令並びに、組合職員の服務に関する規程等を遵守しなければならない
- (4) 原則、動画配信のみを行い、動画に対するコメント等については受け付けない

- (5) 予告なく運用方針の変更や運用の中止をする場合がある
- (6) 当アカウントの内容について、無断で複製・転用することを禁止する
- (7) アカウントパスワードを流失した場合、悪用される危険性があることから、厳重な管理を行う

8 禁止事項

YouTube を運用するに当たり、下記の事項に該当する行為を禁ずる。

- (1) 他者を侮蔑すること
- (2) 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報の配信
- (3) 組合のセキュリティを脅かす恐れのある情報の配信
- (4) 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させること
- (5) 違法若しくは不当、又はそれらの行為を煽ること
- (6) 流布することを目的とした事実と異なること
- (7) 閲覧者に損害を与えようとするサイト及びわいせつな内容を含むサイトに関すること
- (8) 故意にネットワーク上の善意の情報交換を妨げようとすること
- (9) 公序良俗に反すること
- (10) その他組合が不適切と判断した情報の配信

9 違反行為又は事故発生時の対応

この運用方針に違反する行為があった場合、あるいは違反行為による事故が発生した場合は、 関係法令に準じて対応するものとする。

10 免責事項

下記の事項の他、当ページに生じた如何なる損害についても組合は一切の責任をおいません。

- (1) 利用者が当ページの情報を用いて行う一切の行為
- (2) 利用者が当ページを利用したことにより、または利用できなかったことにより被った 損害
- (3) 当ページに関連して生じた利用者間のトラブルまたはその被った損害
- (4) 当ページに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブル又はその被った損害

11 広告について

当アカウントでは動画での収益化は行っておりませんが、YouTube の利用規約により、広告が表示される可能性があります。

12 その他

本運用方針に定めるものの他、実施について必要な事項は運用管理責任者が別に定める。

本運用方針は、令和3年9月1日から施行する